

## 公立西知多総合病院院内保育所運営業務委託仕様書

公立西知多総合病院院内保育及び病児・病後児保育運営業務（以下「保育所運営業務」という。）に係る提案は、下記の条件をすべて満たすものとする。

### 1 業務名

院内保育所運営業務委託

### 2 期間

令和8年10月1日から令和10年9月30日まで

本件は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約とし、翌年度以降において支出予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を変更又は解除する。なお、これにより受注者に損害が生じた場合、受注者はその損失の補償を発注者に対して請求できない。

### 3 実施場所

#### (1) 設置場所

愛知県東海市中ノ池三丁目1番地の1 公立西知多総合病院敷地内  
院内保育所「さくらんぼハウス」

#### (2) 面積

保育室・乳児室（78.77 m<sup>2</sup>）、病児隔離室（8.83 m<sup>2</sup>）、病後児保育室（11.38 m<sup>2</sup>）、事務室（11.01 m<sup>2</sup>）、その他園庭、配膳室、調乳室等

### 4 委託条件

(1) 児童福祉法、労働関係法令などの関係法令・通知等を遵守し、適正な保育所運営を行うこと。

(2) 院内保育所は、認可外保育施設指導監督の指針（平成14年7月12日雇児発第071200507号厚生労働省雇用均等・児童家庭局）に基づき運営すること。

(3) 病児・病後児保育は、国の病児・病後児保育事業実施要綱及び認可外保育施設指導監督基準に基づき運営すること。

- (4) 児童の事故が発生しないよう万全の対策を講じ、保育中の事故に備え、保険（保育施設賠償責任保険、保育所傷害保険等）に加入すること。
- (5) 保育の内容は公的保育所と同等程度とすること。
- (6) 夜間保育に対応が可能であること。
- (7) 院内保育業務、病児・病後児保育業務のそれぞれの運営にかかる経費や職員の配置は明確に区分すること。

## 5 業務内容

### (1) 院内保育業務

#### ア 定員

30人

#### イ 対象者

公立西知多総合病院に勤務する職員 ※入所の決定は病院で行う。

#### ウ 保育対象児

0歳児（生後8週を経過）から2歳児（満3歳に達した日以降における最初の3月31日まで）。但し、夜間保育に限り10歳児（小学校3年生）までを対象とする。

#### エ 保育実施日

月曜日から土曜日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）のうち  
12月30日、1月2日

#### オ 保育時間

通常保育：午前8時から午後6時まで

早朝保育：午前7時から午前8時まで

延長保育：午後6時から午後7時まで

夜間保育：毎週火曜日、金曜日の午後3時から翌午前10時まで

### (2) 病児・病後児保育業務

#### ア 定員

6人

#### イ 対象者

次のいずれかの条件を満たす者

- ① 公立西知多総合病院に勤務する職員

② 東海市又は知多市に在住、在勤、在学する者

ウ 保育対象児

病児・病後児であり、かつ集団での保育が困難で、保護者が勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難で一時的に保育が必要な生後6か月から小学3年生までの児童

※病児・・・病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ当面の症状の急変が認められない児童

※病後児・・・病気の「回復期」にあり、かつ集団での保育が困難な児童

エ 保育実施日

月曜日から土曜日まで（祝日、年末年始（12月29日から1月3日までを除く）

オ 保育時間

午前8時から午後7時まで

（利用申込受付は、利用日前日の午後7時まで）

6 保育に従事する職員

- (1) 保育に従事する職員は、全員有資格者とする。
- (2) 院内保育業務に従事する職員数は、保育児がいる場合は2人以上を配置し、保育児数に応じて児童福祉施設最低基準を遵守すること。
- (3) 病児・病後児保育に従事する職員数は、看護師、准看護師、保健師又は助産師のいずれかを1人以上配置し、保育士は利用児童3人につき1人以上配置すること。国の「病児保育事業実施要綱」に基づく「病児対応型」の配置基準のとおりとする。
- (4) 管理運営責任者を配置すること。なお、当該責任者は保育に従事する職員と兼務することができる。
- (5) 保育に従事する職員数は、保育児の利用状況により、適宜増減すること。

7 給食等

給食（朝、昼、夕）、おやつ（午前、午後）は、受注者が用意し、提供する。但し、離乳食は、保護者が用意する。

なお、食物アレルギー児に対しては、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（厚生労働省2019年改訂版）に基づき、適切な対応を行うこと。

## 8 保健・安全

- (1) 受注者は、保育所内を毎日清掃し、清潔な保育環境の確保に努め、感染予防対策に万全を期するとともに、感染症発生時には発注者に報告すること。
- (2) 受注者は、「保育所における感染症対策ガイドライン」（厚生労働省 2018 年改訂版）に基づき適切な対応をとること。
- (3) 受注者は、児童福祉施設最低基準に準じ、保育児に年 2 回の健康診断（費用は利用者負担とする。）を実施するものとする。
- (4) 受注者は、月 1 回の避難訓練を実施するなど、消防法に定められた事項を遵守するものとする。
- (5) 受注者は、保育に従事する職員の健康管理を徹底すること。
- (6) 受注者は、緊急時（事故、感染症の発生、食中毒など）のマニュアル、緊急連絡体制、事故防止のチェックリスト等を整備し、保護者及び発注者に提示すること。

## 9 児童の事故への対応

- (1) 受注者は、児童の事故が発生しないよう万全の対策を講じなければならない。発注者はこれに協力するものとする。
- (2) 万一、事故が発生した場合は、受注者は速やかに発注者へ報告するとともに、誠意をもって対処するものとする。

## 10 業務区分及び費用負担区分

ア 保育業務の運営に係る発注者、受注者及び保護者の業務区分は、次のとおりとする。

項目	発注者	受注者	保護者
入所案内の作成および説明		○	
入退所手続き、申込先	○		
保育日時予定表作成		○	○
保育日時（変更、休み等）の連絡先		○	
帳簿管理等（名簿、保育の記録に係る記録、保育日誌、身体記録簿、入所時の出欠記録簿等）および統計資料の作成	○	○	
立入調査等への対応	○	○	
保育料の徴収に必要な資料の作成		○	

保育料の徴収	○ (院内保育)	○ (病児・病後 児保育)	
朝食、昼食、夕食及びおやつ用の用意、調乳		○	○
朝食、昼食、夕食及びおやつ提供、調乳		○	
保育施設の修繕、衛生管理（床ワックスかけ、害虫駆除、法定点検等）	○		
保育施設の日常管理（清掃等）		○	
その他、受注者が行うべき業務		○	
その他、発注者が行うべき業務	○		

イ 保育業務の運営に係る発注者、受注者及び保護者の費用負担区分は次のとおりとする。

項目	発注者	受注者	保護者
人件費（福利厚生費を含む）		○	
受注者の定期健康管理に関する費用		○	
被服費		○	
各種イベントに係る費用		○	
賠償責任保険等に関する費用		○	
朝食、昼食、夕食及びおやつに関する費用		○	
施設の改修、補修、維持に関する費用	○		
光熱水費	○		
通信運搬費（固定電話）	○		
通信運搬費（携帯電話、インターネットに要する費用）		○	
児童の定期健康管理に関する費用		○	
おむつ、着替え、タオル、布団等保護者が用意すべきもの			○
保育備品・什器備品の購入（単価 30,000 円以上）	○		
保育材料（おもちゃ、絵本等の消耗品）の購入（単価 30,000 円未満）		○	
救急用具		○	
ゴミ袋、ティッシュ、トイレトペーパー等		○	
蛍光灯、電球	○		
のり、はさみ等の文具		○	
その他、運営管理に関する費用		○	
その他、発注者が必要と認めた費用	○		

## 11 指示事項

### (1) 遵守事項

受注者は、業務の実施にあたり、善良な管理者としての注意を払うとともに、関係法令に基づき、次の事項を遵守しなければならない。

ア 病院と協力し、保育所の適正な運営に努めること。

イ 常に業務改善のための研究、努力を行うこと。

ウ 受注者、業務責任者及び保育従事者は、業務の履行にあたって知り得た個人情報情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間終了後も同様とする。

エ 省資源、省エネルギーに努めること。

オ 衛生管理及び災害防止に努めること。

カ 委託契約に当たり、再委託は認めない。

キ 受注者は、受注者が交代することになった場合、円滑に業務が引き継がれるよう、次期受注者に対し受託期間内に業務の引き継ぎを行うこと。

ク 受注者の責任において生じた施設等の損害及び人的被害等については、受注者が賠償するものとする。

### (2) 火気取締り

受注者は、火気取締責任者を定め、保育所の火気取締りに遺漏のないように措置すること。

### (3) 報告

受注者は、毎月の保育業務終了後、保育利用状況及び保育職員の勤務状況を翌月5日までに発注者へ報告するものとする。

### (4) 病院事業等への参画

ア 受注者は、発注者が実施する消防訓練、その他の管理運営上必要な事業に参画しなければならない。

イ 公立西知多看護専門学校の実習生受入れの依頼があった場合は、それを受け入れるもの。

## 12 災害時保育

台風、震災等の災害時については、状況に応じて対象外児童も職員の勤務時間に保育を行うこと。但し、保育する児童の上限は、施設の面積基準内とする。

### 13 契約の解除について

- (1) 本業務の実施に関し、受注者が本仕様書の記載事項に従わない場合、発注者は受注者に対して改善指導を行うが、その改善指導に受注者が従わないとき、又は受注者が提出書類・業務報告書等で虚偽の申告を行った場合等において、発注者は業務の全部又は一部について、一方的に中止を命令することができる。さらに、発注者は当該月の委託金額の支払遅延・支払停止・支払取消を行うとともに、以降の契約を解除することができる。
- (2) 発注者は、院内に設置する保育所運営委員会で1年度間を通じて受注者の運営状況に十分な評価が得られない場合は、契約を解除することができる。ただし、解除する場合は、発注者は、受注者に対して3か月前までに書面によって通知しなければならない。
- (3) 契約解除を行う場合、書面による通知から3か月を目途に次の発注者を決定する。現受注者は新受注者の業務開始まではいかなる理由、損失があっても誠実に業務を行わなければならない。
- (4) 契約の解除等により生じる受注者の損害について、発注者はその損害を一切賠償しない。

### 14 その他

- (1) 本契約締結から委託業務開始までの期間を院内保育所運営業務委託準備期間とし、委託開始に向けて誠意をもって協力すること。但し、準備期間内に発生する費用は、受注者が負担すること。
- (2) 会議、研修、行事若しくは保育内容の充実や安全上の配慮により、配置基準数を超えて保育士等を増員配置した場合であっても、受注者は当該増員分に係る委託料の請求はできないものとする。但し、特に配慮を必要とする児童への保育士加配やその他の特別な事情により、あらかじめ発注者が増員を承認した場合は、この限りでない。
- (3) 保育に従事する職員の駐車場の確保については、受注者で行うこと。
- (4) 病児・病後児保育業務は、別紙「病児・病後児保育事業委託料算定要領」に基づき、委託契約を締結する。
- (5) 本仕様書に定めのない事項、本仕様書の内容変更及び発注者と受注者間において疑義が生じた事項については、双方で協議の上、決定するものとする。